

袖ヶ浦市子育て応援プラン (第3期)(案)

概 要

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならって、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。

【見出しの記載について】

見出しに記載した(第〇章第〇節 PO)等は、袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)(案)の該当箇所及び該当ページを示しています。

目 次

計画策定の背景と趣旨	3
計画の位置づけ	3
計画の期間	4
計画の策定体制	4
こども・子育て家庭の状況	5
地域における子育て支援事業の利用状況	6
子育て応援プランの進捗状況	7
基本理念	8
計画推進のための基本的視点	9
施策体系	10
指標の設定	11
施策の展開	12
教育・保育の内容と供給体制	19
放課後児童対策	24

計画策定の背景と趣旨 (第1章第1節 P1)

袖ヶ浦市では、子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に進める「袖ヶ浦市子育て応援プラン」を2期にわたって策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的に推進してきました。

核家族化の進展や、地域のつながりのさらなる希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子育てに対する不安や負担、孤立感が高まっており、こどもや子育て家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

本市では、このたび「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」が令和6年度でその計画期間を終了することから、これまでの取組を振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を総合的かつ強力に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）」を策定するものです。

計画の位置づけ (第1章第2節 P2～P3)

●子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

●関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、福祉分野における「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」のほか、その他の関連計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。

計画の期間 (第1章第3節 P3)

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

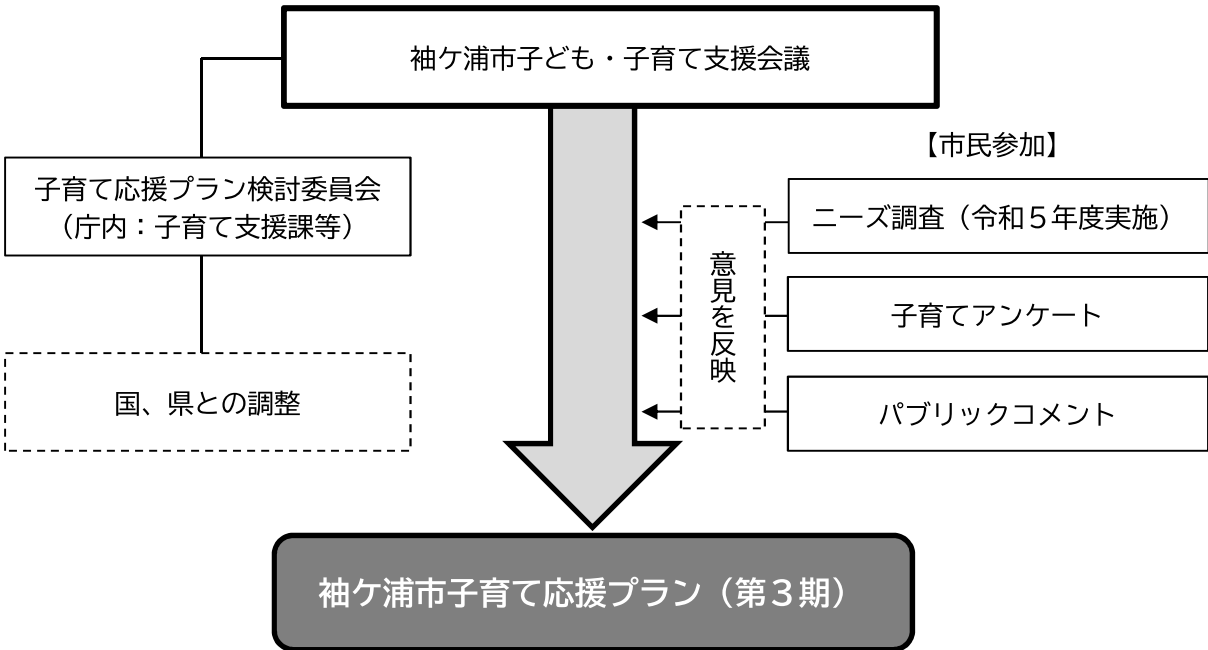
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）					袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）				
				見直し					見直し

計画の策定体制 (第1章第4節 P4)

本計画は、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域のこども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、関係各課で構成する「子育て応援プラン検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、令和5年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

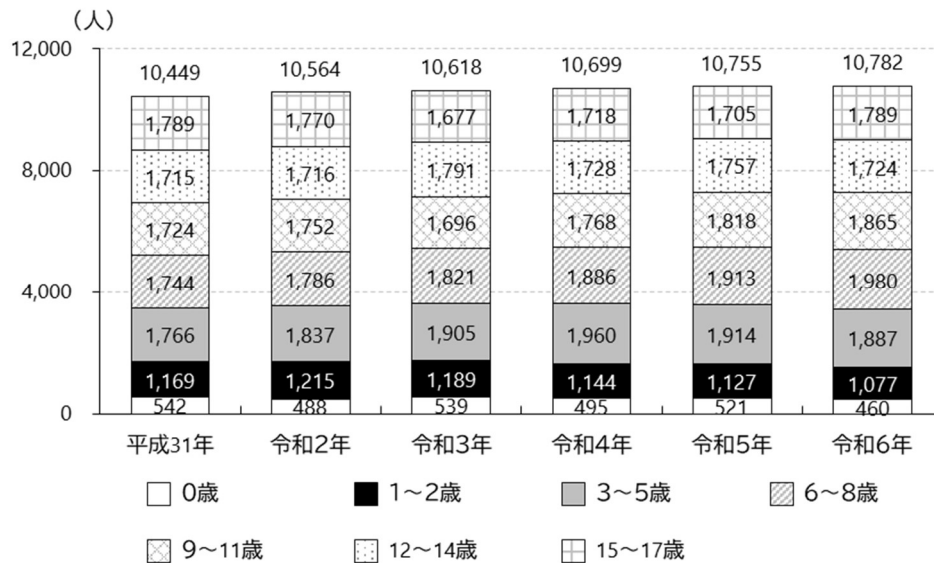


こども・子育て家庭の状況 (第2章第1節 P6)

● 18歳未満人口の推移と今後の推計

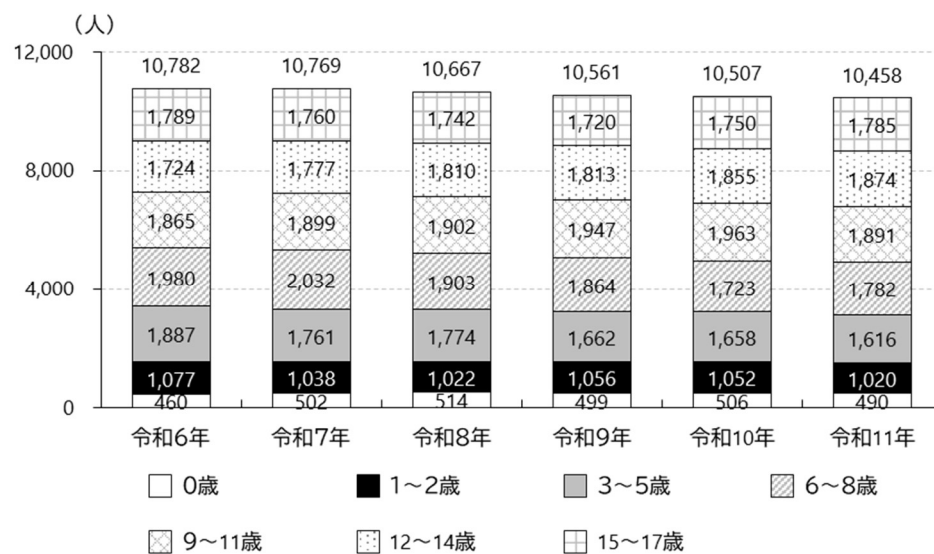
18歳未満の人口は、令和6年4月1日時点で10,782人と、増加が続いています。年齢別では「0歳」、「1～2歳」、「3～5歳」、「12～14歳」は令和6年で前年から減少しています。令和7年以降、18歳未満人口は減少傾向が見込まれます。

18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

18歳未満人口の推計



資料：袖ヶ浦市総合計画後期基本計画の策定に伴い実施された人口推計を基に推計

地域における子育て支援事業の利用状況

(第2章第3節 P19～P22)

●教育・保育施設等

①幼稚園の利用状況 ※各年度5月1日現在・市外からの受託児童を含む。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(か所)	3	3	3	3	3
定員数(人)	750	750	750	750	750
園児数(人)	557	528	502	464	407

②保育所(園)の利用状況 ※各年度4月1日現在・市外からの受託児童を含む。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(か所)	11	12	14	14	16
利用定員数(人)	1,180	1,256	1,406	1,446	1,576
利用児童数(人)	1,140	1,194	1,287	1,340	1,396

③認定こども園の利用状況 ※各年度4月1日現在・市外からの受託児童を含む。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(か所)		1	1	1	1	1
定員数 (人)	(2・3号認定)	150	150	150	150	150
	(1号認定)	90	90	90	90	90
園児数 (人)	(2・3号認定)	145	139	145	183	175
	(1号認定)	81	81	82	65	58

④地域型保育施設の利用状況(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

※各年度4月1日現在・市外からの受託児童を含み、事業所内保育事業の従業員枠は除く。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(か所)	5	5	7	7	7
利用定員数(人)	82	82	129	128	128
利用児童数(人)	77	78	110	108	104

⑤待機児童数の推移 ※各年度4月1日現在

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数(人)	60	46	23	2	0

子育て応援プランの進捗状況

(第2章第5節P39)

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」については「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況に係る令和2年度末から令和5年度末にかけての評価結果は次のとおりです。令和5年度末では、全99事業のうち、「A：計画どおり進んでいる」は63事業（63.6%）、「B：概ね計画とおり進んでいる」は23事業（23.2%）、「C：計画どおり進んでいない」は13事業（13.1%）、「D：未実施」は0事業となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の全部又は一部が実施できなかったものもあり、その場合は評価を（ ）書きで記載しています。

施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標－施策	個別事業 評価区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価
Ⅰ. 地域における子育て支援の充実 (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子どもの健全育成環境の充実 (4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用 (5) 子育てに係る経済的負担の軽減	A評価	37	14 37.8%	37	18 48.6%	37	19 51.4%	37	20 54.1%
	B評価		11 (7) 29.7%		8 (5) 21.6%		10 (4) 27.0%		8 (1) 21.6%
	C評価		11 (10) 29.7%		10 (9) 27.0%		7 (5) 18.9%		9 (5) 24.3%
	D評価		1 (1) 2.7%		1 (1) 2.7%		1 (1) 2.7%		0 0.0%
Ⅱ. 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進 (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 食育等の充実 (4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	A評価	13	4 30.8%	13	7 53.8%	13	7 53.8%	13	8 61.5%
	B評価		6 (3) 46.2%		4 (1) 30.8%		4 (1) 30.8%		3 23.1%
	C評価		3 (3) 23.1%		2 (2) 15.4%		2 (2) 15.4%		2 (1) 15.4%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅲ. 子どもが健やかに育つ環境の整備 (1) 未来の親の育成 (2) 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A評価	14	5 35.7%	14	6 42.9%	14	9 64.3%	14	6 42.9%
	B評価		5 (2) 35.7%		5 (1) 35.7%		3 21.4%		6 42.9%
	C評価		2 (2) 14.3%		2 (1) 14.3%		2 (1) 14.3%		2 (1) 14.3%
	D評価		2 (2) 14.3%		1 (1) 7.1%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅳ. 子育てを支援する生活環境の整備 (1) 安全な道路交通環境の整備 (2) 安心して遊べる環境の整備	A評価	3	3 100.0%	3	2 66.7%	3	2 66.7%	3	2 66.7%
	B評価		0 0.0%		1 33.3%		1 33.3%		1 33.3%
	C評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅴ. 仕事と家庭の両立の推進 (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等 (2) 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	A評価	3	0 0.0%	3	1 33.3%	3	0 0.0%	3	2 66.7%
	B評価		1 (1) 33.3%		2 (1) 66.7%		2 (1) 66.7%		1 33.3%
	C評価		1 33.3%		0 0.0%		1 (1) 33.3%		0 0.0%
	D評価		1 (1) 33.3%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅵ. 子どもの安全の確保 (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 被害にあった子どもの支援の推進	A評価	10	3 30.0%	10	5 50.0%	10	6 60.0%	10	7 70.0%
	B評価		4 40.0%		3 (1) 30.0%		4 (2) 40.0%		3 30.0%
	C評価		3 (3) 30.0%		2 (2) 20.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅶ. 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実 (4) 経済的に困難な子どもの支援	A評価	19	14 (2) 73.7%	19	18 94.7%	19	18 94.7%	19	18 94.7%
	B評価		5 26.3%		1 5.3%		1 5.3%		1 5.3%
	C評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
計画全体	A評価	99	43 43.4%	99	57 57.6%	99	61 61.6%	99	63 63.6%
	B評価		32 (15) 32.3%		24 (9) 24.2%		25 (8) 25.3%		23 (1) 23.2%
	C評価		20 (18) 20.2%		16 (14) 16.2%		12 (9) 12.1%		13 (7) 13.1%
	D評価		4 (4) 4.0%		2 (2) 2.0%		1 (1) 1.0%		0 0.0%

こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、すべての市民が将来にわたって不安を感じることなく子育てできる環境をつくり、未来に生きるこどもが明るく夢や希望を持つことができるまちづくりに取り組むため、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備推進のための「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育の確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

そうした中、未来の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

一方で、本市の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展や地域のつながりのさらなる希薄化などによりめまぐるしく変化しており、身近な地域で支え合える相手が少なくなるなど、子育てに対する負担感の増加や孤立化が懸念されています。

そのため、妊娠期から出産、子育てに至るライフステージに合わせた切れ目のない包括的な支援が求められています。

2期10年にわたり推進してきた「袖ヶ浦市子育て応援プラン」の取組について、基本的な視点を踏まえ、施策の推進に継続性を持たせるとともに、多様化するニーズに対応する施策に取り組むため、「子育て応援プラン（第3期）」の基本理念については、第2期に引き続き「こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」とします。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、これまでの取組を発展させることによって、こどもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全に、安心して子育てができるまちを目指します。

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て支援事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

(1) 妊娠期・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

核家族化の進展、共働き家庭の増加、コロナ禍の影響による人や地域のつながりのさらなる希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に結びつけることにより、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

(2) 「誰一人取り残さない」社会を実現する視点

こどもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべてのこどもが当事者として持続可能な社会に参画できる社会、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、こどもの困難には、障がい、疾病、虐待、貧困、言語など様々な要因が複合的に重なっていることから、社会的支援を必要とするこどもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、こどもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

(3) 地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援の質と量を充実させるとともに、家庭、保育所（園）等、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

施策体系

(第3章第3節P51)

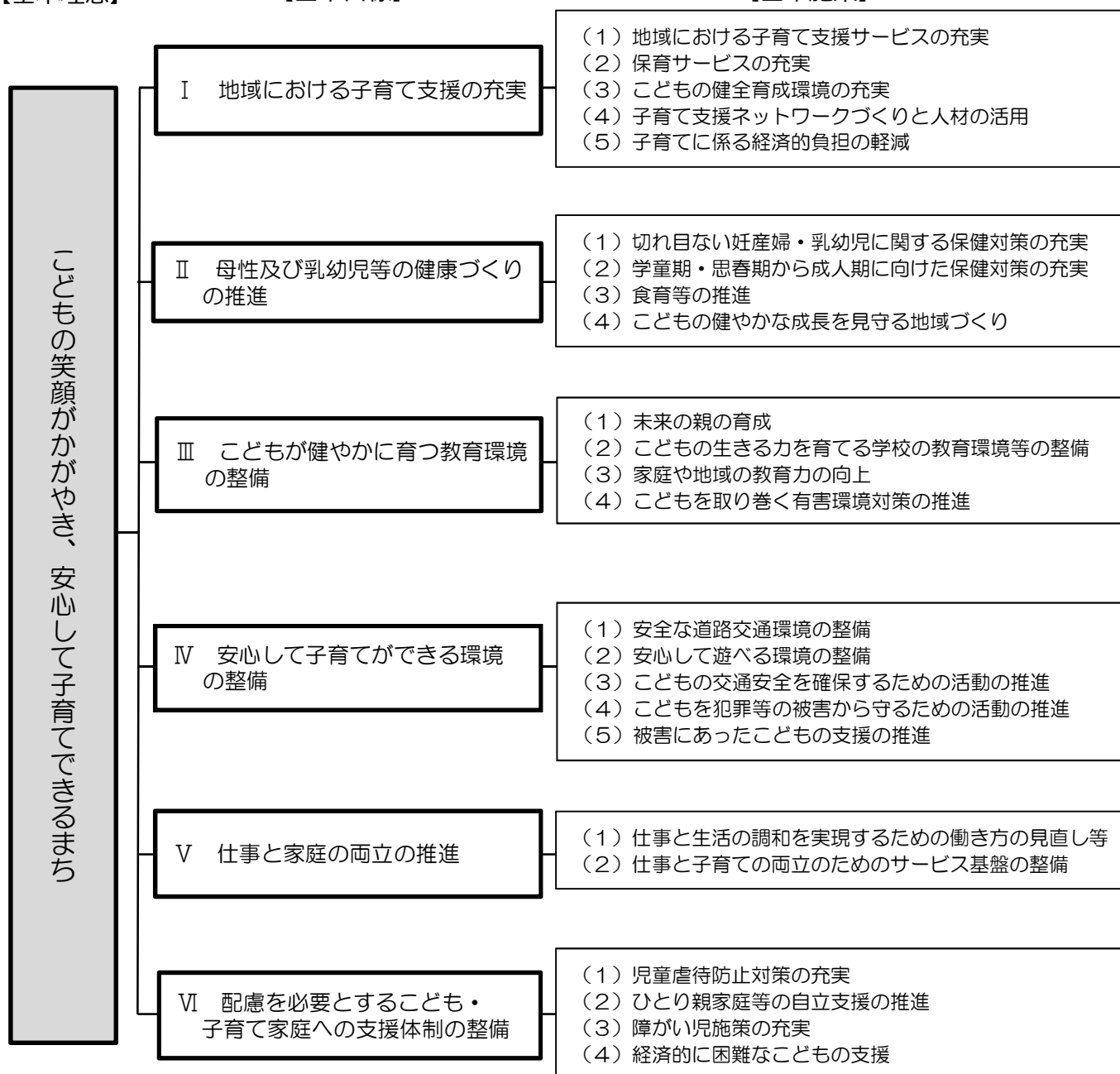
基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組や市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化（事業の充実）を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



指標の設定

(第3章第4節P52)

本計画を推進するに当たっては、利用者の視点に立った点検・評価を行うため、年1回のペースで実施する「子育てアンケート」によって市民意識の経年的な測定を行うことを踏まえ、次のとおり基本目標ごとの成果指標（アウトカム）を設定します。

基本目標	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
Ⅰ 地域における 子育て支援の充実	保育施設における待機児童数（国基準）	0人	0人
	子育てを楽しんでいると感じる人が多い人の割合	62.2%	65%以上
	子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	90.7%	現状値以上
	保育所や学校等以外で、こども同士の交流や他世代との交流の機会が持っていると感じる割合	56.8%	60%以上
Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	妊娠や出産、出産後の経過を振り返って、こどもを産み育てやすいと感じる割合	61.8%	70%以上
	こどもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.3%	78%以上
Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備	こどもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	51.5%	60%以上
	こどもが自然・社会・文化体験しやすい環境だと感じる割合	64.0%	65%以上
Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備	地域においてこどもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	40.8%	現状値以上
	道路、公園、遊び場、交通機関、公共的建物等が安全で使いやすいと感じる割合	53.4%	56%以上
Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進	仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	59.8%	65%以上
	保育施設における待機児童数（国基準）（再掲）	0人	0人
Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備	児童虐待の防止など、こどもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	27.4%	34%以上
	障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数	20か所 (R5実績)	現状値以上

●基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実

〔基本施策〕

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) こどもの健全育成環境の充実
- (4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用
- (5) 子育てに係る経済的負担の軽減

〔具体的事業〕 ★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	担当課	基本施策
I-1	★子育て世代包括支援事業	子育て支援課	(1)
I-2	★地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	(1)
I-3	★産前産後ヘルパー派遣事業	子育て支援課	(1)
I-4	★ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	(1) (4)
I-5	★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	子育て支援課	(1)
I-6	★病後児保育	保育幼稚園課	(1)
I-7	★病児保育	保育幼稚園課	(1)
I-8	★一時預かり事業等	保育幼稚園課	(1)
I-9	★こども誰でも通園制度【新規】	保育幼稚園課	(1)
I-10	★放課後児童健全育成事業	子育て支援課	(1) (3)
I-11	★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課	(1) (3)
I-12	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援課 健康推進課	(1) (4)
I-13	各種相談	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課	(1)
I-14	★通常保育	保育幼稚園課	(2)
I-15	★延長保育	保育幼稚園課	(2)
I-16	障がい児保育	保育幼稚園課	(2)
I-17	★私立保育園施設の支援	保育幼稚園課	(2)
I-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育幼稚園課	(2)
I-19	入所待ち補助金事業	保育幼稚園課	(2)

No.	事業名	担当課	基本施策
I -20	★待機児童対策のための保育所等の整備	子育て支援課	(2)
I -21	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	子育て支援課	(2)
I -22	★保育所（園）の園庭開放	保育幼稚園課	(3)
I -23	地域世代間交流事業	保育幼稚園課	(3)
I -24	子どもの遊び場の適正管理等	子育て支援課	(3)
I -25	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	(3)
I -26	青少年教育推進事業	生涯学習課 各交流センター	(3)
I -27	青少年健全育成団体への支援	生涯学習課 各交流センター	(3)
I -28	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ振興課	(3)
I -29	地域子育て支援ネットワークの推進	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I -30	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I -31	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校教育課	(4)
I -32	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	生涯学習課 各交流センター	(4)
I -33	地域福祉活動団体支援事業	地域福祉課	(4)
I -34	妊婦のための支援給付・★妊婦等包括相談支援事業【新規】	子育て支援課	(5)
I -35	高校生までの子どもの医療費助成	子育て支援課	(5)
I -36	幼児教育・保育の無償化	保育幼稚園課 学校教育課	(5)

●基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

〔基本施策〕

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 食育等の推進
- (4) こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

〔具体的事業〕 ★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	担当課	基本施策
Ⅱ-1	母子保健に関する各種相談・教室	健康推進課	(1)
Ⅱ-2	★妊婦・乳児健康診査	子育て支援課	(1)
Ⅱ-3	妊産婦・新生児訪問指導	子育て支援課	(1)
Ⅱ-4	★産後ケア事業	子育て支援課	(1)
Ⅱ-5	歯科疾患予防事業	健康推進課	(1)
Ⅱ-6	幼児健康診査	健康推進課	(1)
Ⅱ-7	予防接種事業	健康推進課	(1)
Ⅱ-8	性に関する正しい知識の啓発・指導	学校教育課	(2)
Ⅱ-9	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校教育課	(2)
Ⅱ-10	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	健康推進課 保育幼稚園課	(3)
Ⅰ-1 (再掲)	★子育て世代包括支援事業	子育て支援課	(1)
Ⅰ-12 (再掲)	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援課 健康推進課	(1)
Ⅰ-29 (再掲)	地域子育て支援ネットワークの推進	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)

●基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備

〔基本施策〕

- (1) 未来の親の育成
- (2) こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

〔具体的事業〕

No.	事業名	担当課	基本施策
Ⅲ-1	家庭教育総合推進事業	生涯学習課 各交流センター	(1) (3)
Ⅲ-2	福祉教育	学校教育課	(1) (3)
Ⅲ-3	外国語教育支援事業	総合教育センター	(2)
Ⅲ-4	情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業	学校教育課 総合教育センター	(2) (4)
Ⅲ-5	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	学校教育課 総合教育センター	(2)
Ⅲ-6	学校音楽鑑賞教室の開催	生涯学習課	(2)
Ⅲ-7	中学校体験活動推進事業	学校教育課	(2)
Ⅲ-8	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学校教育課	(2)
Ⅲ-9	心の相談事業	学校教育課	(2)
Ⅲ-10	スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	(2)
Ⅲ-11	学校評議員制度推進	学校教育課	(2)
Ⅲ-12	ブックスタート事業	中央図書館	(3)
Ⅲ-13	すきすき絵本タイム事業	中央図書館	(3)
Ⅲ-14	ねがたオープンキャンパス（ねこまろ）	根形交流センター	(3)
I-31 (再掲)	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校教育課	(3)

●基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備

〔基本施策〕

- (1) 安全な道路交通環境の整備
- (2) 安心して遊べる環境の整備
- (3) こどもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (5) 被害にあった子どもの支援の推進

〔具体的事業〕

No.	事業名	担当課	基本施策
Ⅳ-1	安全な道路交通環境の整備	土木建設課	(1) (3)
Ⅳ-2	都市公園の整備	都市整備課	(2)
Ⅳ-3	多様な居場所の確保【新規】	子育て支援課 各交流センター 中央図書館	(2)
Ⅳ-4	交通安全教育指導事業	防災安全課	(3)
Ⅳ-5	交通安全啓発事業	防災安全課	(3)
Ⅳ-6	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	防災安全課	(4)
Ⅳ-7	各種パトロール（学校関連）	学校教育課 総合教育センター	(4)
Ⅳ-8	不審者情報の提供	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
Ⅳ-9	子ども 110 番連絡所	学校教育課	(4)
Ⅳ-10	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	学校教育課	(4)
Ⅳ-11	各種防犯講習・啓発	総合教育センター 防災安全課	(4)
Ⅳ-12	自主防災活動	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
Ⅳ-13	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	子育て支援課	(5)
Ⅰ-24 (再掲)	子どもの遊び場の適正管理等	子育て支援課	(2)
Ⅲ-9 (再掲)	心の相談事業	学校教育課	(5)
Ⅲ-10 (再掲)	スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	(5)

●基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

〔基本施策〕

- (１) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等
- (２) 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

〔具体的事業〕 ★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	担当課	基本施策
V-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	市民協働推進課 商工観光課	(１)
V-2	男性の子育て・介護の参画促進	市民協働推進課	(１)
V-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	職員課	(１)
I-4 (再掲)	★ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	(２)
I-6 (再掲)	★病後児保育	保育幼稚園課	(２)
I-7 (再掲)	★病児保育	保育幼稚園課	(２)
I-8 (再掲)	★一時預かり事業等	保育幼稚園課	(２)
I-9 (再掲)	★こども誰でも通園制度【新規】	保育幼稚園課	(２)
I-10 (再掲)	★放課後児童健全育成事業	子育て支援課	(２)
I-11 (再掲)	★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課	(２)
I-17 (再掲)	★私立保育園施設の支援	保育幼稚園課	(２)
I-20 (再掲)	★待機児童対策のための保育所等の整備	子育て支援課	(２)
I-21 (再掲)	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	子育て支援課	(２)

●基本目標Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備

〔基本施策〕

- (１) 児童虐待防止対策の充実
- (２) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (３) 障がい児施策の充実
- (４) 経済的に困難なこどもの支援

〔具体的事業〕

No.	事業名	担当課	基本施策
Ⅵ- 1	児童虐待に対する相談の充実	子育て支援課	(１)
Ⅵ- 2	要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	(１)
Ⅵ- 3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	子育て支援課	(１)
Ⅵ- 4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	子育て支援課	(１)
Ⅵ- 5	ひとり親家庭等医療費等の助成	子育て支援課	(２)
Ⅵ- 6	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	子育て支援課	(２)
Ⅵ- 7	母子生活支援施設への入所	子育て支援課	(２)
Ⅵ- 8	発達障害児等療育支援事業	障がい者支援課	(３)
Ⅵ- 9	巡回相談員の派遣	学校教育課	(３)
Ⅵ-10	通級による指導	学校教育課	(３)
Ⅵ-11	特別支援教員活用事業	学校教育課	(３)
Ⅵ-12	特別支援教育総合推進事業専門チーム会議	学校教育課	(３)
Ⅵ-13	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	子育て支援課	(３)
Ⅵ-14	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がい者支援課	(３)
Ⅵ-15	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	学校教育課	(４)
Ⅰ-16 (再掲)	障がい児保育	保育幼稚園課	(３)
Ⅰ-33 (再掲)	地域福祉活動団体支援事業	地域福祉課	(４)

教育・保育の内容と供給体制

●教育・保育提供区域の設定（第5章P69）

教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」においては、日常生活圏域等を踏まえ、昭和・長浦・根形・平川の4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定しました。

本計画においても、今後の人口動態の変化を見据え、引き続き市内全域を一体とした提供区域を設定とします。

袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



●子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス（第5章P70）

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

対象事業			市で該当する事業
■教育・保育			
(1)	教育標準時間認定	1号認定	幼稚園、認定こども園
(2)	保育認定①	2号認定	幼稚園、認定こども園
	保育認定②		保育所（園）、認定こども園
(3)	保育認定③	3号認定	保育所（園）、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
(1)	時間外保育事業		延長保育事業
(2)	放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブ
(3)	子育て短期支援事業		ショートステイ、トワイライトステイ
(4)	地域子育て支援拠点事業		子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
(5)	一時預かり事業（幼稚園型）		「預かり保育」（幼稚園）
	一時預かり事業（その他の一時預かり）		「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
(6)	病児保育事業		病児保育、病児保育（体調不良児対応型）、病後児保育
(7)	子育て援助活動支援事業		「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
(8)	利用者支援事業		利用者支援事業
(9)	妊婦に対する健康診査		妊婦健康診査
(10)	乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等		乳幼児家庭全戸訪問事業
(11)	子育て世帯訪問支援事業		産前産後ヘルパー派遣事業
(12)	親子関係形成支援事業		ラクイクセミナー
(13)	妊婦等包括相談支援事業		妊婦等包括相談支援事業
(14)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		こども誰でも通園制度（令和8年度より開始）
(15)	産後ケア事業		産後ケア事業
(16)	実費徴収に係る補足給付事業		副食材料費等の補助

●教育・保育の量の見込みと提供体制（第5章P72～74）

（１）教育・保育認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（子ども・子育て支援法第19条等）。

この認定については以下の3通りとなります。

教育・保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども （保育の必要性なし）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園 小規模保育等

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人

			3号認定		2号(保育)※1	2号(教育)※2 1号認定
			0歳	1・2歳	3～5歳	
令和7年度	量の見込み(A)		82	617	959	525
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	435
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	96		
		合計(B)	188	620	1,060	775
	差(B-A)		106	3	101	250
令和8年度	量の見込み(A)		84	634	997	512
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	115		
		合計(B)	188	639	1,060	565
	差(B-A)		104	5	63	53
令和9年度	量の見込み(A)		82	658	964	464
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
		合計(B)	188	658	1,060	565
	差(B-A)		106	0	96	101
令和10年度	量の見込み(A)		83	658	992	448
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
		合計(B)	188	658	1,060	565
	差(B-A)		105	0	68	117
令和11年度	量の見込み(A)		80	638	998	423
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
		合計(B)	188	658	1,060	565
	差(B-A)		108	20	62	142

※1 2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）

※2 2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）

(3) 確保方策の考え方

計画期間中において、3号認定1・2歳児の保育ニーズの伸びに対応するため、新たな小規模保育事業所等の整備を推進するほか、既存施設の定員見直しや保育士確保により、受入可能人数の拡充を図ります。

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（第5章P75～92）

対象事業	単位	項目	令和 7 年度		令和 11 年度
延長保育事業	人（延）	量の見込み	1,022		968
		確保方策	1,030		1,030
放課後児童健全育成事業	人	量の見込み	1,110		1,112
		確保方策	1,168		1,218
子育て短期支援事業	人（延）	量の見込み	23		21
		確保方策	23		23
地域子育て支援拠点事業	人（延）	量の見込み	19,565		19,160
		確保方策	20,000		20,000
一時預かり事業（幼稚園型）	人（延）	量の見込み	10,871		9,978
		確保方策	11,000		11,000
一時預かり事業 （その他の一時預かり）	人（延）	量の見込み	3,479		3,295
		確保方策	3,550		3,550
病児保育事業（病後児、病児保育）	人（延）	量の見込み	173		162
		確保方策	3,120		3,120
病児保育事業 （体調不良児対応型）	人（延）	量の見込み	358		337
		確保方策	358		337
子育て援助活動支援事業	人（延）	量の見込み	256		230
		確保方策	300		300
利用者支援事業	箇所	量の見込み	2		2
		確保方策	2		2
妊婦に対する健康診査	回	量の見込み	582		569
乳児家庭全戸訪問事業	人	量の見込み	468		456
子育て世帯訪問支援事業	人	量の見込み	32		33
		確保方策	32		33
親子関係形成支援事業	人	量の見込み	16		16
		確保方策	16		16
妊婦等包括相談支援事業	回	量の見込み	1,746		1,707
		確保方策	1,746		1,707
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	人（延）	量の見込み	12※		34
		確保方策	12※		34
産後ケア事業	人（延）	量の見込み	20		20
		確保方策	42		42

※乳児等通園支援事業は新規事業のため、初年度の令和 8 年度の数値を令和 7 年度の欄に記載しています。

(1) 放課後児童対策について

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充のため、「新・放課後子ども総合プラン」により、学校施設の活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進が図られてきました。当該プランは、令和5年度末に終了しましたが、その理念や目標等を踏まえ、令和5～6年度の取組をまとめた「放課後児童対策パッケージ」を活用し、放課後児童対策の一層の強化が図られてきました。

本市においては、これまでの放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるものとし、連携型※1又は校内交流型※2の整備を推進します。

※1 連携型：放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

※2 校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの

(2) 袖ヶ浦市行動計画

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大も検討しながら、適切に対応できる環境を整えます。

単位：人（月当たりの実利用者数）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策（B）	1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差（B－A）	58	97	58	84	106

②連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

（奈良輪小学校区）

- ・ 令和8年度 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の試行実施
- ・ 令和10年度 試行実施の効果を検証して、その後の実施の方向性を検討

（昭和小学校区、長浦小学校区）

- ・ 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を継続実施

（根形小学校区）

- ・ 令和7年度 試行実施の結果を検証し、その後の実施の方向性を検討

